

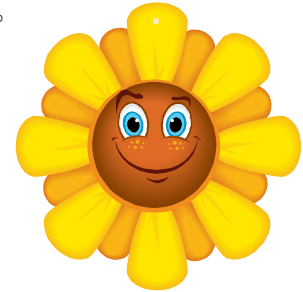
朝日町障がい者自立支援センター

「ほっとくらぶ」



障がい者自立支援センター「ほっとくらぶ」は、朝日町に住んでいる障がい者(児)の方への日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動等を行うことにより障がい者(児)の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として建てられました。

このちらしは、「ほっとくらぶ」が行う日中一時支援事業サービスを利用いただくにあたって、利用者及び保護者等の方々にお知らせしたい情報をまとめたものです。「ほっとくらぶ」で提供されるサービス内容、契約に際してご注意を頂きたい点が盛り込まれておりますので、ぜひお読みいただき、ご不明な点については職員へお問い合わせください。



事業所の名称等：障がい者自立支援センター「ほっとくらぶ」
 (社会福祉法人 朝日町社会福祉協議会
 代表者の氏名：会長 星原幸明)
 住所：三重郡朝日町柿618 ㉿377-3522)
 ✉ hottoclub@ccnetmie.ne.jp
 障がい者自立支援センター「ほっとくらぶ」担当者：大橋(おおはし)

☆利用できる方は？☆

朝日町内に住んでおり、朝日町日中一時支援事業実施要綱による手続きが完了した方(家族等)

☆サービスの内容☆

- ・保護者の一時的休息のためのおあずかり
- ・利用者や保護者等からの福祉相談に対する助言

☆開所日及び開所時間☆

月曜日から金曜日(午前9時から午後4時まで)に開設します。

(祝祭日・年末年始12月28日から翌年1月4日はお休み)

その他、障がい者自立支援センター「ほっとくらぶ」相談・教室等事業実施日はお休みとなる場合がありますので、「ほっとくらぶ」までご確認ください。

☆職員配置☆

常勤職員1名

☆食事等☆

昼食等が必要な方は、お弁当をご用意ください(調理は出来ませんがお湯・電子レンジの使用は可能です。)。その他、おやつ等必要なものは各自用意してください。

☆ご利用料金 (朝日町日中一時支援事業実施要綱に基づくご利用者負担額を表示)

| 区 分 | 障 害 児 | 区分3 (重度) | 区分2 (中度) | 区分1 (軽度) |
|------|----------------|----------|----------|----------|
| | 障 害 者 | 区分6、区分5 | 区分4、区分3 | 区分2、区分1 |
| 基本事業 | 8時間以上 | 7,710円 | 6,430円 | 5,140円 |
| | 6時間以上 8時間未満 | 6,170円 | 5,140円 | 4,110円 |
| | 4時間以上 6時間未満 | 4,630円 | 3,860円 | 3,090円 |
| | 4時間未満 | 3,090円 | 2,570円 | 2,060円 |
| 送迎加算 | | | | |

☆キャンセル料☆

利用者がサービスの中止（キャンセル）をする際は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先 電話・：059-377-3522

| 時 期 | キャンセル料 |
|---------------------------|--------|
| 利用日の前開所日の午後5時までに連絡があった場合 | 無料 |
| 利用日の前開所日の午後5時までに連絡がなかった場合 | 2,000円 |

☆苦情・要望☆

日中一時支援事業等のサービスに関するご相談・ご意見・苦情等は下記までご相談ください。

- 朝日町社会福祉協議会苦情相談窓口 059-377-5500
- 朝日町役場保険福祉課 059-377-5659

☆感染症について☆

「ほっとくらぶ」にはたくさんの方々を利用しますので、特に感染症には特に注意してください。感染症については、学校保健法を準用しています。下表に参考例をお示ししますが、これら以外の病気でも、医師から「感染症のおそれあり」と診断された場合には、病気が治るまで利用をひかえてください。（必要に応じて、完治を証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります。）利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず当該事業所へご連絡ください。

学校保健法施行令第5条による主な伝染性疾患

| 病 名 | 利用停止の期間 |
|-----------------|--------------------|
| インフルエンザ | 解熱をしてから2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消えるまで |
| はしか（麻疹） | 解熱してから3日を経過するまで |
| おたふくかぜ（流行性耳下腺炎） | 耳下腺の腫れが消えるまで |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消えるまで |
| 水ぼうそう（水痘） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| プール熱（咽頭結膜炎） | 主症状が消えてから2日を経過するまで |
| とびひ（伝染性膿痂疹） | 医師の判断による |
| 急性結膜炎 | |

「ほっとくらぶ」が行う日中一時支援事業サービスご利用までの流れ

- ① 朝日町役場町民福祉課にて日中一時支援の給付の申請を行ってください。
↓
- ② 「ほっとくらぶ」に事前見学をしてください。
※場所の確認をかねてご家族の方と一緒に見学してください。
※お電話等にて見学の申し込みをお願いします。
↓
- ③ 契約します
※「ほっとくらぶ」との契約書に記入、署名、捺印をお願いします。
↓
- ④ 実際に利用します。
※利用については「ほっとくらぶ」の事業・相談日の為利用できない場合があります。
↓
- ⑤ 月締めで、利用料金をお支払いいただきます。